

『外国人労働者向教育ガイドライン』制定の件

2018年 11月16日
トヨタ自動車九州安全衛生協力会
教育分科会



1. 目的

この規定は、『全豊田外来工事安全衛生資格規定』に基づき、「全豊田感電防止」「全豊田高所作業」の教育規定について定める

注)『全豊田外来工事安全衛生資格規定』には外国人労働者の記述はなし

2. 受講資格

(1) 感電防止

会員会社構内の外来工事において電動工具及び電気使用機器を使う者

(2) 高所作業

会員会社構内の外来工事において高所作業を行う、満18歳以上の者

▽特に、日本語に精通し読み・書きが不自由なく出来る人とする
▽必ず、元請会社にて本人との面談等で問題のない事を確認して下さい。

3. 教育カリキュラム、教材

(1) 感電防止

「全豊田感電防止教育規定」に定める教育項目、時間、教材とする
時間は、3.0時間 うちテストは0.5時間以内

(2) 高所作業

「全豊田高所作業教育規定」に定める教育項目、時間、教材とする
時間は、4.5時間 うちテストは0.5時間以内

4. 終了認定

『全豊田外来工事安全衛生資格規定』に定める認定テストを行い、
得点70点以上を合格とし、その合格者に資格証を発行する

5. その他順守事項

- ・テストは所定時間内とし時間超過は認めない
- ・テスト時間中は、一切設問に関する質問は受け付けず対応しない
- ・不合格者は講師又は事務局が所属会社と調整の上、希望する場合は再テストを実施する

・本件、決して外国人労働者採用の教育受講を規制するものではありません。
従来通り、「全豊田外来工事安全衛生資格規定」に基づき、外国人労働者の方は
“日本語に精通し読み・書きが不自由なく出来る人”を対象としています。

ご理解とご対応いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上